

浄化槽処理水の放流（占用）許可申請について

放流先の確保（許可申請）は個人で行っていただきますので、放流（占用）許可申請を行ったうえで、戸別浄化槽設置申請書を提出して下さい。

【放流（占用）許可申請を行う際の留意事項】

- ① 放流（占用）許可申請を行う際には、必ず「**市設置型の浄化槽を設置する予定**」という事を放流先管理者に伝えてください。（申請に必要な浄化槽票、浄化槽構造図等の添付が省略できます。）
- ② 放流（占用）許可書は、放流先管理者と上下水道課で協議を行ったうえで（上下水道課の現地調査後）発行しますので、相当期間を要する事もありますが、事前協議済みであれば問題ありません。
- ③ 放流（占用）許可書が発行されましたら、写しを上下水道課に提出してください。
- ④ ご不明な点等ありましたら、一度上下水道課へご相談下さい。